

5 類感染症への移行に伴う対応について

5 類感染症への移行に伴う対応方針について（案）

基本的な考え方

5 類感染症への移行に伴う様々な制度や仕組みの変更により、県民の皆さまや医療の現場に混乱が生じないように、関係機関と連携しながら、丁寧で分かりやすい周知広報に取り組む。

また、これまでの知見を踏まえ、5 類感染症移行後の感染拡大に備えるため、国の方針を基に、感染動向を把握し、感染状況に応じた注意喚起を行うとともに、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方に対し、医療をしっかりと提供していくことができるよう、必要な医療提供体制の確保に努める。

なお、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じた場合には、必要に応じて一時的に対策を強化するなど、適時・適切に対応する（※）。

※新たな変異株が「指定感染症」に位置付けられた場合には、速やかに県対策本部を設置

5 類移行後の主な対応①

1 医療提供体制等①

	現 行	5 類移行後
I) 外来医療体制	・ 診療・検査医療機関を中心とした体制	・ 幅広い医療機関による体制
	・ 最大限安全性を重視した院内感染対策	・ 安全性に加え効率性も考慮した院内感染対策
	・ 外来設備整備等への支援	・ 新たな受入を行う医療機関等に対し当面9月末まで継続
	・ コロナ患者は応召義務の例外	・ 応召義務の例外ではなくなる
II) 入院医療体制	・ 確保病床を有する入院受入医療機関による受入体制	・ 全病院による受入体制
	・ 最大限安全性を重視した院内感染対策	・ 安全性に加え効率性も考慮した院内感染対策
	・ 病床確保料による支援	・ 補助単価等を見直し、当面9月末まで継続
	・ 入院設備整備等への支援	・ 新たな受入を行う医療機関等に対し当面9月末まで継続
	・ コロナ患者は応召義務の例外	・ 応召義務の例外ではなくなる

5 類移行後の主な対応②

1 医療提供体制等②

	現 行	5 類移行後
Ⅲ)入院調整	・ 行政による入院調整	・ 医療機関間による調整 ・ 当面の間は各保健所（宮崎市含む）が医療機関からの相談に対応 県独自
Ⅳ)宿泊療養	・ 宿泊療養施設を運営	・ 終了
Ⅴ)自宅療養	・ 陽性者登録センターの運営	・ 終了
	・ 行政からのプッシュ型の健康観察（訪問看護ステーション・フォローアップセンター）	・ 終了。ただし、陽性判明後の体調急変時の相談窓口については、当面9月末まで継続
	・ 食料やパルスオキシメータ等の支援	・ 終了

2 公費負担

	現 行	5 類移行後
Ⅰ)外来医療費	・ 公費負担	・ 原則、自己負担。ただし、コロナ治療薬の費用については、当面9月末まで公費負担を継続
Ⅱ)入院医療費	・ 公費負担	・ 原則、自己負担。ただし、高額療養費の自己負担限度額から2万円を限度に減額する形で、当面9月末まで公費負担を継続
Ⅲ)検査費用	・ 公費負担	・ 終了

5 類移行後の主な対応③

3 高齢者施設等への対応（感染防止対策、医療機関との連携強化、療養体制の確保等に係る支援）

現 行	5 類移行後
・ 高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査	・ 当面継続
・ 感染制御支援に携わる医療従事者の確保	・ 当面継続
・ 高齢者施設等へ往診を行う医療機関への補助	・ 当面継続 県独自

4 相談窓口（発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談）

現 行	5 類移行後
・ 「受診・相談センター」及び「フォローアップセンター（体調急変時の相談）」を運営	・ 「宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口」に一本化し、当面9月末まで継続

5 サーベイランス

現 行	5 類移行後
・ 感染症法に基づく発生届等による全数把握	・ 定点医療機関による感染動向把握（定点把握）
・ 日々の感染者数の公表	・ 毎週1回、前週1週間の定点医療機関からの報告数と、定点当たりの患者数を公表
・ 変異株の発生動向を把握	・ 当面継続

5 類移行後の主な対応④

6 ワクチン接種

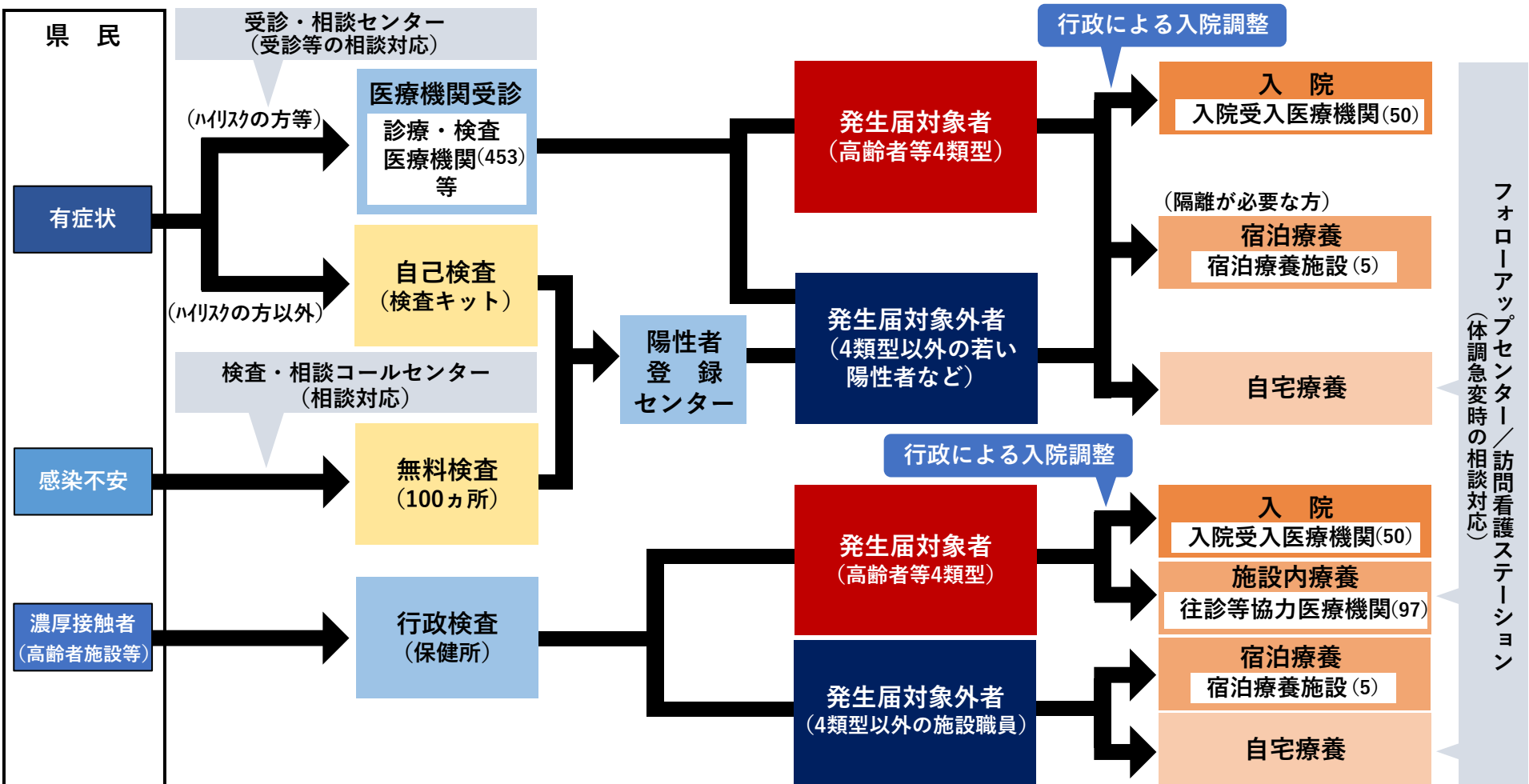
	現 行	5 類移行後
I)接種費用	・ 公費負担	・ 令和6年3月末まで継続
II)公的関与 (接種勧奨・努力義務)	・ 全ての者に適用	・ 高齢者等の重症化リスクの高い者のみに適用
III)接種対象者	・ 初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上の全ての者	・ 初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上の全ての者を対象として秋から冬にかけて1回、重症化リスクが高い者等については春から夏にかけて前倒してさらに1回の接種が可能
IV)接種体制	・ 医療機関による個別接種と自治体による集団接種	・ 個別接種を中心とする体制へ移行
V)副反応等への対応	・ 相談センターの設置・運営	・ 当面継続

7 その他

現 行	5 類移行後
・ 国の基本的対処方針、県の対応方針	・ 対策本部も含めて廃止。ただし、新たな変異株が「指定感染症」に位置付けられた場合には、速やかに県対策本部を設置
・ 県独自の警報発令	・ 感染状況に応じた注意喚起を継続
・ 特措法に基づく私権制限を伴う強い行動要請（外出自粛、濃厚接触者の待機、入院勧告、就業制限、感染に不安を感じる方を対象とした検査）	・ 終了。なお、外出については、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は控えること等を推奨
・ 感染対策について、法律に基づき行政が様々な要請・関与	・ 行政はマスク着用等の有効となる基本的感染対策について情報提供し、個人や事業者が自主的に判断し実施

※イベント開催制限、第三者認証制度、業種別ガイドラインの取組については、各業界や事業所において、これまでの知見を踏まえた、自主的な感染防止対策に移行

新型コロナ患者への対応（現在）



フォローアップセンター／訪問看護ステーション
（体調急変時の相談対応）

<第8波（10/5～3/2）の状況>

感染者数	121,473人
医療機関	106,971人
陽性者登録センター	12,857人
行政検査	1,645人

発生届対象者	28,855人
発生届対象外者	92,618人

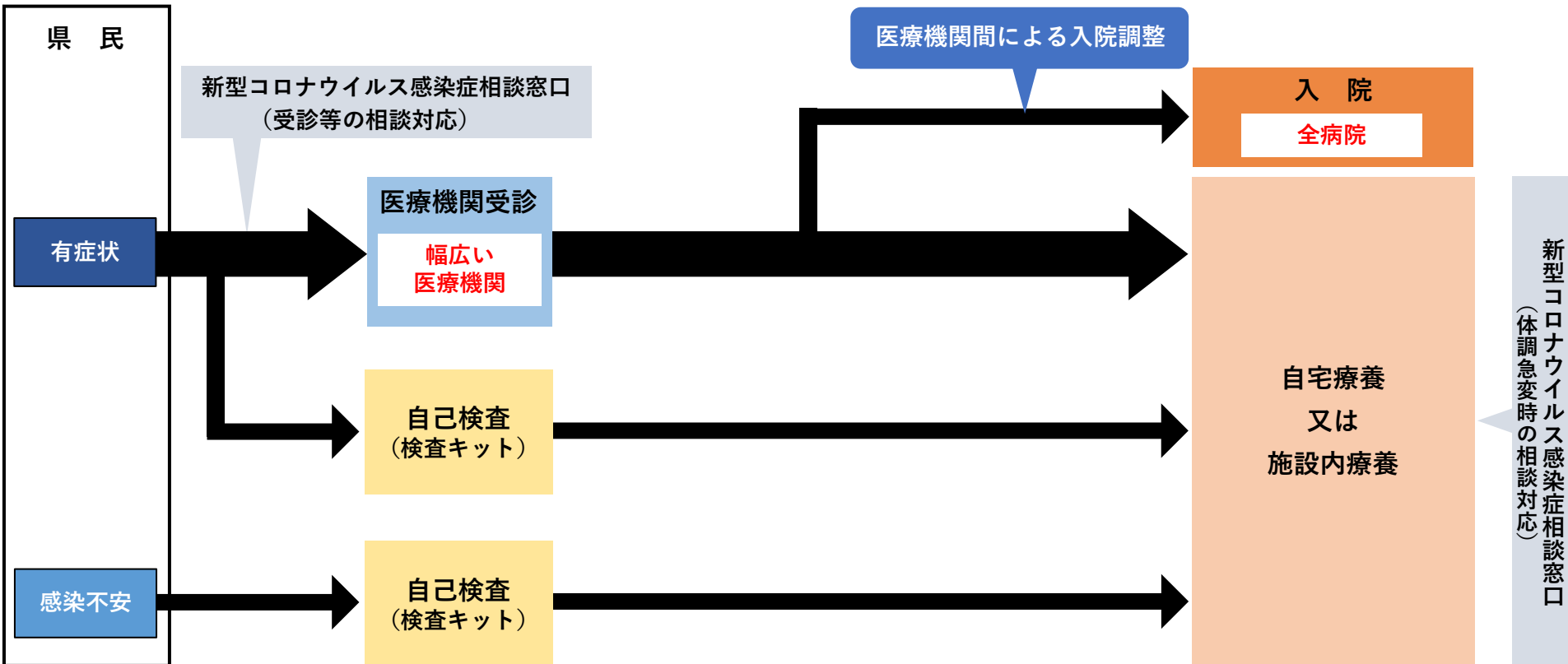
入院	3,838人	※1
宿泊療養	1,673人	（県調べ）
施設内療養	4,826人	※1
自宅療養	111,136人	※2

※1 入院者数及び施設内療養者数は、HER-SYS入力情報の抽出（医療機関の入力漏れがある可能性に留意が必要）

※2 自宅療養者数は、全体の感染者数から入院者数等を除いた形で便宜的に算出

新型コロナウイルス患者への対応（5類移行後のイメージ）

季節性インフルエンザ等と同様の対応へと移行



新型コロナウイルス感染症相談窓口
(体調急変時の相談対応)

※ 高齢者施設等において陽性者が発生した場合、保健所が必要に応じて周囲の者への検査を実施

必要な医療提供体制の確保①

5類感染症移行により、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することを踏まえ、対応する医療機関の維持・拡大を促進し、必要な医療提供体制の確保を図る。

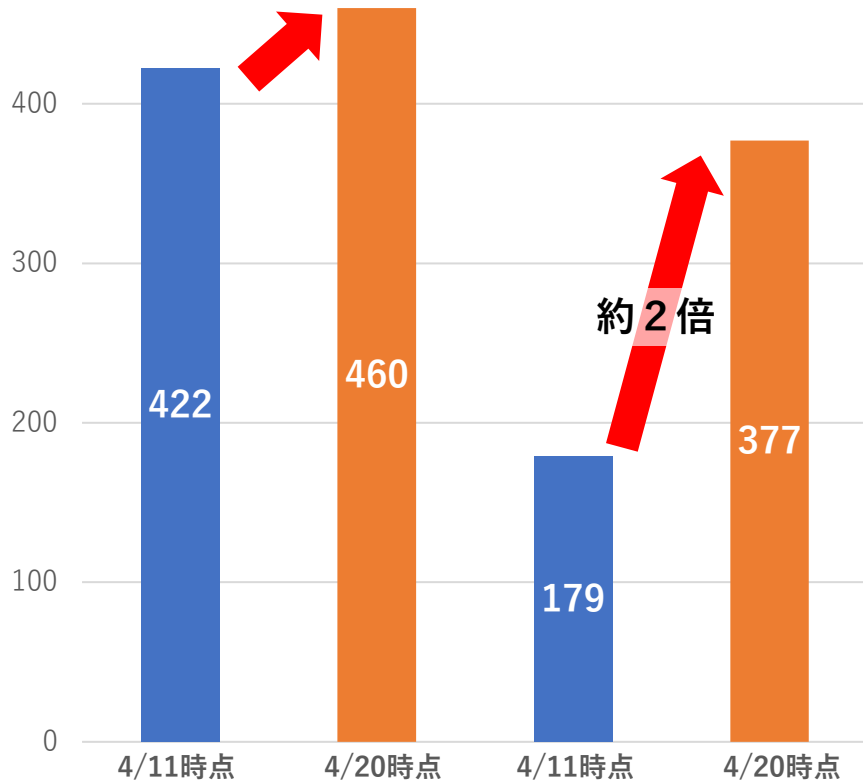
特に、入院医療体制、入院調整に関しては、地域の医療関係者等と協議の上、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診・治療を受けられる体制への円滑な移行に向け、今後の具体的な方針や目標等を示した「移行計画」を策定。

①外来対応医療機関拡大のための取組

- ・ 5類移行に伴う応召義務の整理等、国の作成する啓発資材を活用の上、医師会と連携しながら医療機関への周知・啓発を図る
- ・ 外来設備整備等への支援を継続
- ・ 県民への周知のため、対応可能な医療機関を「外来対応医療機関」に指定の上、公表
- ・ 4月11日付けで、現行の「診療・検査医療機関」に対し継続対応を依頼するとともに、その他の医療機関に対しても新たに対応を行うよう依頼
- ・ 引き続き医療機関等への要請を行い、外来対応医療機関の拡大を図る

(参考) 外来対応を行う内科・耳鼻科・小児科標榜医療機関の状況

- 4月20日時点で、460医療機関(+38)が外来対応を行うこととなり、全体(654)の約7割を占める状況にある。
- また、かかりつけ患者に限らず、広く外来対応を行うことを公表する医療機関数は、11日時点の179医療機関から198医療機関増加し、377医療機関となる。



①外来対応を行う医療機関

②かかりつけ患者に限らず、
広く外来対応を行うことを
公表する医療機関

	4/11 時点	4/20 時点
全体(※)	654	654
①外来対応を行う医療機関	422	460 (+38)
②かかりつけ患者に限らず、 広く外来対応を行うこと を公表する医療機関	179	377 (+198)
上記以外	243	83

※「みやざき医療ナビ情報」を基に集計

必要な医療提供体制の確保②

②入院受入体制拡充等のための取組

【5類感染症移行後の感染拡大に向けた入院患者の受け止め方針】

第8波（10/5～3/2）における最大入院患者数750人を確保病床、受入れ経験のある医療機関及び受入れ経験のない医療機関で受け止める体制を目指す。

- ・ かかりつけの患者や自院に入院している患者が陽性となった場合は、これまでの対応と同様、自院での対応を依頼
- ・ 特に、受入れ経験のある医療機関に対しては、今後は外部からの入院受入れについても積極的に対応するよう依頼

県が要請する確保病床 (中等症Ⅱ及び重症者用の病床)	最大確保予定病床	190床
	入院患者受入目標数	190人
	医療機関数	46医療機関
受入れ経験のある医療機関	入院患者受入目標数	546人
	医療機関数	104医療機関
受入れ経験のない医療機関	入院患者受入目標数	14人
	医療機関数	119医療機関

※各目標値については、中等症Ⅱ以上の対応実績や自院患者の院内感染数等を基に設定

【主な取組】

- ・ 病床の空き状況を確認できるシステム（G-MIS）の積極的な活用を促進
- ・ 医療機関におけるG-MISの入力状況を確認するとともに、情報の更新を促進
- ・ 県医師会と連携した医療機関向けの研修会(院内感染対策、治療及びG-MISの操作方法等)の実施
- ・ 入院対応に必要な設備整備への支援

必要な医療提供体制の確保③

③5類移行後の入院調整体制

- ・ 入院調整を行う医療機関の不安への対応として、当面の間、各保健所（宮崎市含む）が医療機関からの相談(対応可能病床についての情報提供、G-MISのID付与方法や操作方法に係る問合せ)に対応 **県独自**
- ・ コロナ対応病床の情報共有を図るため、消防機関に対しG-MISのIDを付与
- ・ G-MISが使用できない医療機関への対応として、入院受入可能な医療機関のリストを作成し配付 **県独自**

④5類移行後の救急医療体制

- ・ 発熱患者や既陽性者の体調不良時等の不安や疑問、受診の要否に対応するための相談窓口（宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口）を継続
- ・ 救急搬送時に搬送先を決めるルールについて、各圏域において医療機関との議論を促進

⑤5類移行後の高齢者施設等への対応

施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の各種施策については当面継続

- ・ 高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査
- ・ 感染制御支援に携わる医療従事者の確保
- ・ 高齢者施設等へ往診を行う医療機関への補助金 **県独自**

5 類感染症移行後のワクチン接種について

国の方針により、令和5年度は重症者を減らすことを目的に、初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上の全ての者を対象として秋から冬にかけて1回、重症化リスクが高い者等については、春から夏にかけて前倒してさらに1回の接種が可能。

スケジュール等		対象者	公的関与 (接種勧奨・努力義務)
春から夏にかけての 追加接種 (5月8日～8月)	高齢者（65歳以上）	○	○
	基礎疾患を有する者 (5～64歳)		×
	医療従事者・介護従事者等	×	—
	上記以外	×	—
秋から冬にかけての 追加接種 (9～12月) ※具体的な開始期日については 今後示される予定	5歳以上の全ての者	○	(高齢者・基礎疾患) ○ (それ以外) ×

周知広報活動の強化

5類感染症への移行後の対応（発熱時の対応、感染防止対策の呼びかけ等）について広く周知を図るため、**5月を「周知広報強化月間」**に位置づけ、以下のとおり広報活動を実施。

主な広報活動

① テレビ30秒CM

5月8日（月）～21日（日）

② ラジオ40秒CM

5月8日（月）～21日（日）

③ SNS広告（Facebook、Instagram、YouTube等）

5月8日（月）～21日（日）

④ 新聞広告

5月7日（日）

⑤ 公共交通機関等でのデジタルサイネージ広告

5月8日（月）～21日（日）

⑥ 県政番組「みやざきゲンキTV」での周知

5月7日（日）9:35～9:50

⑦ 県公式SNS（LINE、Facebook、Twitter）での周知

5月7日（日）

（CMイメージ）

発熱などの症状が出たら・・・

このCMイメージは、発熱などの症状が出た場合の対応を説明しています。左側には「受診を希望する場合」とあり、人物が電話で「身近な医療機関へ事前連絡」している様子や、右側には「受診」している様子があります。下部には「受診する医療機関に迷う場合や、新型コロナ療養中に体調が悪化した際には...」とあり、宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口の電話番号「0985-78-5670」が記載されています。


新型コロナに感染された方は・・・

このCMイメージは、新型コロナに感染された場合の対応を説明しています。上部には「0日目 発症日」から「10日目」までの期間が示されています。下部には「発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は、外出を控えることを推奨」とあり、右側には「10日間が経過するまでは、マスク着用や重症化リスクの高い方との接触を控えることを推奨」とあります。また、「濃厚接触者の特定はなし」とも記載されています。

「5類感染症」移行後も
その場の感染リスクに応じた
適切な感染防止対策に
ご協力をお願いします。

このCMイメージは、5類感染症に移行後も適切な感染防止対策を呼びかける内容です。下部には「宮崎県」と記載されています。

ひなた飲食店認証制度について

5月7日まで (2類相当)	5月8日以降 (5類感染症)
認証制度の導入と 基準の遵守	<p style="text-align: center;">認証制度の終了</p> <p style="text-align: center;">個人や事業者の判断で、 基本的感染防止対策の実施</p>
	

- 飲食店における今後の感染防止対策
認証制度の基準を参考に自主的な基本的感染防止対策
(手洗い、換気等)の継続をお願いします。
- 認証取得支援による配布資機材の取扱い
検温器、パーティション、二酸化炭素測定器、店内掲示用
ポスター等の配布物は、事業者の判断により感染対策とし
て御活用ください。



みやざき割（みやざき旅行支援割）第2弾の適用条件

現 行	5 類移行後の宿泊・旅行 (5月8日以降)
<p data-bbox="112 468 1027 544">ワクチン接種歴（3回以上）</p> <p data-bbox="517 605 658 672">又は</p> <p data-bbox="79 733 1112 801">PCR検査等の陰性証明の提示</p>	<p data-bbox="1302 562 1750 722"><u>左記適用条件</u> <u>廃止</u></p>



※その他、キャンペーン内容に変更無し

【キャンペーン適用期間】

令和5年1月10日(火)宿泊～6月30日(金)宿泊(7月1日(土)チェックアウト)
※4月29日(土)宿泊～5月7日(日)宿泊(5月8日(月)チェックアウト)は除く

【割引等】※1人1日当たり

- ・割引率：20%
- ・割引上限額：交通付宿泊旅行商品 最大5千円、宿泊のみ・日帰り旅行 最大3千円
- ・クーポン付与額：平日2千円、休日1千円

感染症にまけない健康習慣を！

5類感染症移行後の感染対策は、個人や事業者の自主的な判断に委ねられます

その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施

周囲の混雑状況など、その場の**感染リスクに応じてマスク着脱の判断**をお願いします。

高齢者施設や医療施設など、**重症化リスクの高い方と接する場では、マスクの着用が推奨**されています。



換気、「三つの密（密集・密接・密閉）」の回避

特に不特定多数の人がいるところでは、**換気**や**人との間隔を空ける**ことが、感染防止対策として有効です。



手洗いは日常の生活習慣に

食事前、トイレの後、家に帰った時などには、**まず手を洗う**よう心がけましょう。（適切な手指消毒薬の使用も可）



適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを

一人ひとりの健康状態に応じて、**適度な運動**や**バランスのとれた食事**など、**適切な生活習慣**を理解し、実行することが大切です。



発熱などの症状が出たら…

5類感染症移行後は季節性インフルエンザと同様の対応になります

●受診する際の注意点

かかりつけ医やお近くの医療機関に事前に連絡し、
不織布マスクを着用するなどの、感染防止対策を徹底した上で受診してください。

※なお、症状が軽いなど、医療機関を受診する必要が無い場合には、国が承認した抗原検査キット等を活用してください



受診する医療機関に迷う場合や、新型コロナウイルス療養中に体調が急変した際には…

宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口 ☎0985-78-5670 (24時間対応)

●新型コロナに感染された方

0日 目 (発症日※1)	1日 目	2日 目	3日 目	4日 目	5日 目	6日 目	7日 目	8日 目	9日 目	10日 目
--------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------

発症後5日を経過し、かつ、
症状軽快から24時間経過するまでの間は、
外出を控えることを推奨 (※2)

10日間が経過するまでは、
マスク着用や
重症化リスクの高い方との接触を控える
ことを推奨

(※1) 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

(※2) やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

5類感染症移行後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。
また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。



令和5年度も「自己負担なし」で 新型コロナワクチンを接種できます

時期によって接種対象者が異なりますのでご注意ください。

5月8日から8月までの対象者

初回接種（1・2回目接種）を終了した以下の方

- ・高齢者（65歳以上）
- ・基礎疾患を有する方（5歳～64歳）
- ・医療従事者・介護従事者等



※初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳～11歳で、
オミクロン株対応ワクチン未接種の方は、8月までは接種可能です。

9月以降の対象者

初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上の全ての方

※前回接種から3か月以上経過していることが必要です。

※初回接種は令和5年度も引き続き実施されます。